

アダム・スミスにおける国家と経済（上）

前 川 知 賢

目 次

- I 市民社会の調整原理としての国家
- II 第二の自然的なるものとしての国家
- III 『グラスゴー大学講義』における国家と経済
 - (イ) 『グラスゴー大学講義』の成立
 - (ロ) 『グラスゴー大学講義』の内容区分
 - (ハ) 正義の理論
 - (ニ) 公法学
 - (ホ) 私法学
 - (ヘ) 治政
 - (ト) 要約——国家と経済（以上本号）
- IV 『国富論』における国家と経済
 - (イ) 『国富論』の成立、その学説一般
 - (ロ) 産業の進歩の差異の調整原理としての国家
 - (ハ) 共同防衛等の主体としての国家
 - (ニ) 独占禁止の主体としての国家
 - (ホ) 分配の正義における国家
- V スミス自然法の批判とその現代的意義

I 市民社会の調整原理としての国家

われわれがここ数世紀来住んでいる社会はいわゆる市民社会と呼ばれるが、その中には多くの矛盾や危機がはらまれており、すでに出立の当初よりそれが顕在化し、今日その極に達したかの感がある。よくいわれるよう市民社会は自由と平等とを横軸とし、自由にして平等なる個々人が相互に織りなす連合社会であるが、もと自由と平等とは対極的概念であって、この不調和はすでに危機や矛盾を胚胎せしめている。個々人に対して過度の自由を許容せんか不平等を招来し、平等を強行せんか一部成員の自由を

阻害することとなる。就中市民社会の危機が前者の自由の乱用、無制御とそこから招来された著しい格差とに発していることは、何人もこれを否定しないだろう。

人間に先天的に能力差があるか否かといった論は暫く置き、放置して自由の赴くままにこれを發揮せしめんか、優勝劣敗、各個人の間に政治的経済的等の地位において格差の生ずることは火を見るより明らかであり、今日いわれる独占寡占の弊、いわゆる人間疎外の事実も、その論理を辿れば、結局のことから発しているのである。

ここに市民社会の存続、その長久保存のため自由と平等の二原理間の調整に関し碎心考究せざるべからざるゆえんがあり、そしてそのことについて多くの学説が提唱されたり、又それに基いて社会制度の改革が実施されたりしたことは周知のとおりだが、しかもアポリアは完全に解決されたとはいがたく、幾多の課題を残して今日に至ったのである。

アダム・スミス（1723—1790）は市民社会到来前夜の英国に生れ、啻に経済学者としてのみならず倫理学者法学者としても偉大であり、いささかオーバーな表現をもってすれば、まさに近代市民社会の開幕の日の出の旗手のごとき存在だろう。彼の主著『国富論』は文字どおりの古典であり、もしそれマルクスの『資本論』をもって近代市民社会変革のための聖典とすれば、これは近代市民社会創建の聖典というも過言ではあるまい。しかもその優秀性はその中すでに未来の事態をも予料し、対応策を提示しているにある。上記の如くであるとはいえ、該アポリアに対して挑戦し、貴重な示唆を投じた学説はなきにしもあらず、アダム・スミスの如きはまさにその一人だったのである。彼のよさは、啻に近代市民社会の内的構造を解明したばかりでなく、それが将来的に逢着するであろう諸矛盾をも洞察し、対応策をも提示したことである。卒直にいって、スミスは近代開幕前夜の人である。産業革命が本格的に開始されたのはその晩年に於てであり、市民社会が本格的に花開き、英國が世界の〈工場〉となったのは、その没後に於てである。しかも彼はすでにやがて展開してゆくだろう市民社会の前途に思いを馳せ、そこで生起するだろう諸問題とそれに対処

する社会イデオロギーをも提示したのである。

少しくこの点について考察の歩を進めよう。

一般にスミスといえばすぐに見えざる手の形而上学が表象される。人間には利己と利他の二つの本能がある。両者の中何といっても強いのは利己心である。しかも人間は利己心のままに振舞っていてよいのである。利己心の赴くとおり行動していても、社会全体としては見えざる手に導かれて、おのずからにして調和が実現されるのである。これが有名な彼の理神論、見えざる手の予定調和ということである。とはいっても、唯単に信仰に万事を托したのではない、彼はこれに対して実証的科学的根拠をも提供したのである。

一步進めていえば、神の手を煩わすことは決して彼の本意ではなかったのである。彼は信仰心の厚い人だったから、神の手を煩わすということも、ありうべからざることではないが、しかしそれはあくまで比喩であって、〈調和〉こそ求むべき究極の理想であること、しかもそれは人間の手によって、人間自らの創意、工夫、努力によって達成さるべきであり、又事実達成されうるということ、これがスミス哲学の見解であり、又かく解することこそスミスに対する正鵴を得た解釈だろう。彼はそのことを唯單に神学としてでなく、一つの科学として、理論として達成しようとしたのである。

そして、その第一歩が〈同感〉の作用であることは、筆者が前回の本論叢に於て詳述したとおりである。同感こそは人と人、社会と社会との〈架橋〉の原理であり、諸対立、諸矛盾の全體化の主体的原理である。そしてそのことを更に対目的原理として展開したのが、以下紹介するごとき『グラスゴー大学講義』や『国富論』だったのである。

かく、スミスの意図は終始一貫してこの市民社会内部における矛盾対立と、その解消、その調和的宥和に置かれていたのである。

そして、ここで筆頭一歩進めていえば、そのことを果す対象的対目的役割り者が外ならぬ国家だったのである。スミスといえば経済学、経済学といえばスミスといわれ、又経済学といえば自由放任、自由放任といえば経

濟学といわれるようすに、スミス即經濟學即自由放任ということは牢固として支配している觀念だが、しかしその本領は唯それだけに尽きるものではなく、むしろそれと対照的な〈國家〉の中にこそ彼の一半の面目があったのである。國家とは哲学的には〈人為〉であり、社会領域としては政治と同義であるが、スミスの関心は又かかるものとしての国家に注がれていたのである。すでに早く『グラスゴー大学講義』に於て「法と統治の確立は人間慎慮の最高の努力である」といひ¹⁾、又『道徳情操論』に於て「最大にしてもっとも高貴なる性格は、大なる国家の改良家及び立法者そのである」と高唱しているのであり²⁾、『国富論』はその実現のための手段にすぎなかつたのである。究極的に彼が到達したところは、最高のボリスは商工業の確立、社会成員の經濟的独立にあるとの、經濟的唯物論的世界觀であり、經濟學はそのための不可欠の科学的基礎だったが、しかしそこに至らしめた根本の動機はむしろ別個のものである。彼の晩年の十年間は挙げて、国家の問題、政治の問題に捧げられたのである。

一般に自然に対する人為、經濟に対する政治、社会に対する国家というヘテロロギーが成立し、人為=政治=国家という等置關係が設定されるだろうが、スミスの関心は前者の系列に対すると共に後者のそれにも置かれていたのである。とはいっても後者は前者の發展存続のためにあったということが忘らるべきではないが、更に進んで彼は市民社会の存続のため調整原理としての国家を想定することをもなしたのである。

以下スミスの国家論、就中その經濟との関係について一瞥することが本文の目的である。

今この昭和四十九年前後の未曾有の經濟混乱期に際して又もやスミスへの回帰の声を聞く。これは主として高まらんとする統制經濟への反発、更により根底的にはこの國の經濟の底深く支配している独占寡占支配への対抗氣分からであろうと思料される。スミスは周知のとおり、自由放任のチヤンピョンであり、就中その反獨占は知る人ぞ知るところである。當時の獨占とは主として商人や製造業者など、貿易差額を第一義とするマーカンチリストたちによるそれだった。彼のこれに対する論難のはげしさは猛烈

を極め、過当であった節すらみられるが、それは別として、それらは何れもいわゆる産業資本の前に立ちふさがり、これを阻止せんとする、いわゆる原始独占体であって、現代の如き高度資本主義社会のそれとはウクライドを異にするものである。にも拘らずそこに形式上の類似性があり、それが現代の人々に改革の一典型、目標として映するのだろう。さしあたり商人は現代の総合商社、製造業者は巨大企業にでも当るのだろう。現代の総合商社や巨大企業の害悪の深刻さは喋々を要せざるところであり、それが人々を駆ってスミスへの郷愁をかきたてているのだろう。

とはいえ、現代いかに独占寡占の弊が大で、これに対する闘争が不可欠だからといって、無制限の自由は許されぬ。経済への国家の介入は、すでにわれわれにとって常識であり、その必要性は財政のウエイト一つをとっても明らかだろう。今この段階での日本経済についていえば、国家が重要消費物資の一つ一つについて公定価格を設定したり、適正利潤率を構成したり、木目の細い施策が云為され、対して反対論もあり、沸いている。たしかに官僚統制よりも、いわゆる総需要の抑制の方がより根本的であり、さらに基幹産業の国有化を図るごときは時代錯誤たるを免れぬが、しかし現代にあっては国家の介入なくしては何一つありえぬのである。総需要の抑制は勿論上述公定価格制の実施をさえ肯定する声の聞かれるのも、これを反映しているのである。要は、無制限の自由、全くの野放しではなく、自由と統制、経済と国家のよりよく、より機動的な〈統合〉が求められているのであり、国家による経済の、市民社会の調整が現下の主題なのである。そして今一言付加すれば、このことは革新の他の一極たる共産主義に対しても求められる、共産主義は自由放任とは対照的にその必然性の神話を探拭せねばならぬのである³⁾。

そして、自由放任の本家本元として通っているスミスの教えたところがまさにそれだったのである。スミスの対象界はいわゆる市民社会であり、そこでは各成員は本来自由平等、互いに独立の主体として、共同するにせよ果又競争するにせよ、その行動に関しては自由放任の原則下にあるとはいえる、特に競争に当っては、何等の制限も規制も存在しないかというとさ

にあらず、そこには厳として限界が設定されてあったのである。フェア・プレーの精神に則る〈正義〉の法の枠付けが即ちそれである。この法はたとえその発揚が積極的に勧奨されず、消極的な性格の徳ではあれ、これを遵守することはすべての成員の義務であり、その意味でそれはまさに社会を支える大黒柱なのである。法の意義は極めて重要である。その規制なくして一日たりとも社会はありえぬのである。そして、いう迄もないことだが、法の主体は国家である。市民社会はその対極原理としての国家なくしてはありえず、よくいわれるよう、スミス的国家はいわゆる〈夜警國家〉として可及的安価小規模たることが望まないとされつつも、なお社会の存立、持続のための不可欠の機関だったのである。

煩をいとわずこの間のこととを布衍していえば次の如くなるだろう。経済の世界は個々人の活動が対象化されて利己心と交換本能とに導かれて自らにして織りなす多元的で活気にあふれ、そこでの理念が自然的自由たることは嘸々を要せざるもの、それは唯それだけでは支障なく円満且つ能率的に存続しえないのである。蓋し相互の間に幾多の障害や侵犯があるからである。よりヴィヴィッドに表現すれば、たとえば外国からの侵入や同胞間の財産の侵害のごときがあるからである。就中後者の財産の侵害は特に重大であり、ここにわれわれが国家を形成して軍隊を持ったり、裁判所を設けたりせざるをえぬゆえんがあるのである。こういったことを処理するのが即ち法の役割りであり、かかる意味で法の世界は道徳と経済の中間にあって、三位一体的世界の媒介を果す要めの如き位置を占めるといっても過言ではないのである。

これを換言すれば又国家は経済の実在根柢でもあるということである。スミスの世界は史的には道徳→法→経済と発展したが、法の一部として経済がある。あるいは治世の一部門、経世済民の一手段として経済の世界があるというのが彼の終世変らぬ信念であり、又その論理でもあったのである。このことは、彼の学説上重大な転機となったといわれる渡仏以前のことであったのは勿論、帰国して『国富論』をなした時に於ても然りだったのである。たとえば『国富論』は五篇よりなるが、後三篇は文字どお

り法及び国家の論に当てられているのである。かかる厳たる事実を忘れて、徒らに自由主義者、放任論者としてのスミスをあげつらうことは誤りであり、この点今日のスミスへの回帰論者に認識不足なしとせぬだろう。これを戒める意味もあって、以下の一文をなしたのである。

ところで、世にいう『グラスゴー大学講義』は『道徳情操論』よりややおくれる、スミス早期の著作と推定されるが、そこでの主題は即ち法及び国家の論である。以下まずこれを紹介検討し、然る後『国富論』における国家と経済に移りたいと思う。

Ⅱ 第二の自然的なるものとしての国家

しかしながら本論に入るに先立ち、ぜひとも断っておかねばならぬ一事がある。いかにスミスに於て国家の役割が重視されるとはいえ、彼は従来いわれている如き国家主義のイデオロギーであったのではなく、事はむしろ逆で、国家は市民社会の存続発展のためにあり、市民社会こそ彼の本領だったということこれである。

スミスにおいて国家ということがいわれる時よく引合いに出されるのが『道徳情操論』における次の節だろう。曰く「祖国愛は人類愛より生じたものとは思われない。前の感情は後の感情とは全く独立して、時には私たちをしてこれと矛盾して行動せしむるに至ることすらある場合がある。フランスは恐らく大ブリテンの住民の三倍近くを包容している。従って大人類社会に於てはフランスの繁栄は大ブリテンの繁栄よりも重要な問題と見えるだろう。しかしかかる理由から前者の繁栄を後者の繁栄より好むイギリス人がありとすれば、彼は大ブリテンのよき市民だと考えられないだろう。私たちがわが国を愛するのは単に大人類社会の一部としてではなく、それ自体のためにこれを愛し、人類という考慮より離れてこれを愛するのである。」と⁴⁾。こういった言葉は彼の著作の中で他に二、三みられ、たとえば『国富論』の中では、直接祖国愛を論じたものとして次の如きも見当るのである。曰く「祖国愛は普通の場合には二つの原理を含むようである。即ち第一には、現存する憲法あるいは政治形態に対するある種の尊

敬崇拝と、第二には、わが同胞の状態をできるだけ安全に、高貴に、幸福ならしめんとする真摯な希望とがこれである。法律を尊敬し、官憲に服従することを欲しない者は市民ではないし、又全力を尽して同胞全社会の福祉を増進させようと望まない者は確かに市民ではない。」と⁵⁾。

これらの言葉は一見、個人主義並びに万民主義者として通っているスミスらしからぬ言葉で、意外の念をさえ感得せしめるだろうが、しかし、スミスの心中右の如き祖国愛、国家主義の観念のあったことも否定できぬ事実だろう。そしてこのことは、客観的な裏付けをももっている。蓋し、スミス哲学は産業資本家の利益を代弁するものであるが、このことこそまさに当時の英國をして列強に先がけて世界征覇をなさしめる原動力だったからである。産業資本家のイデオロギーを宣揚することが即ち国家興隆のための第一義だったのであり、スミスはこれを実践したのである。そして又事実彼の没後イギリスは世界の工場として、その実を挙げ得たのである。ここからスミスを目して国家主義者なりとすることは決して荒唐無稽ではなく、極めて自然のことと映するだろうし、スミスの心中こういった観念が存在しなかったわけではないと断ずることも、これ又背理ではないだろう。

とはいえ、スミスは決して通例の意義における国家主義者でも愛国論者でもなく、まさしく個人主義並びに万民主義者だったのである。筆者がスミスにおける国家の役割りを挙揚せんとするものは、いわゆる愛国主義者国家主義者とするからではないのである。然らばそれは如何なる点からであり、文脈は奈辺につながってゆくのであるか。

一言もって蓋えば、上にも一寸示唆したとおり、スミスに於て主体はあく迄経済であって国家はその調整原理、経済をより発展せしめるための一機能としてあるということこれである。自然的なるものに対する人為的なもの、経済に対する政治、社会に対する国家、一括していえば自由に対する統制は各々前者に対するヘテロロギーを構成するが、しかしそれらは徹底的に自己を貫徹するものではなく、まず対立するものの、そのことによつて調整の作用を果しつつ、再び前者の系列の中に組込まれていくのであ

る。これらのことは、すでに上来屢説して来たとおりだから、より以上の詳細は要しないだろう。

だからといって、これで万事終れりではないのである。このことから国家の役割りを軽視することは、又別の意味で誤りであり、事はむしろ逆なのである。自由経済下にあっては経済の黄金律が君臨するところから、政治的なるものの発言の余地は殆んど残存していないかの如くだろう。自由国家をめざして夜警国家なりとする嘲諷のあらわれのもそのためである。だがしかしこれは市民社会の未発達な後進諸国でのいい草であって、それは決して自由国家の本質を理解した言葉ではないのである。忘れてならぬのは、経済のメカニズムが自動的に作用するようにみえるのはいつもそれを支えている法と政治の力がつよく働いているからだということである。後にも述べるように、国家の役割りの一つは持てる人々の財産の保護であるが、財産の安全なくしてどうして所有権の確立があろうか。所有権の確立なくしてどうして法と正義があろうか。政治的なるものとは、法と正義によって所有と財産を保護するための権力の行使なのである。

ここで今一歩すすめよう。かるが故に、スミスにとって政治的なるものは一種の自然法ですらあるのである。経済的なるものはもとより自然的なものである。しかし上記の如く解すれば、政治的なるもの、政策的なるものも、人為的なるものといわんよりはむしろ自然的なるものではなかろうか。前者で自然的なるものを必然性の認識とすれば、これはヒューマニティへの要求という意味で、より多く自然的なのであるまいか。なぜかなら、政治や政策がまさにるべき姿に於てあるということは即ちこれ自然的だからである。あるいは、市民社会の前提条件を創出する統制や強制などは、政治としては必然的であるが、政策としては自然的という見解もありえよう^⑥。

かくて、認識根拠として国家は経済に対して二義的なるものであるとはいえ、実在根拠としては不可欠の前提条件であり、経済の自然的な道行きに照応する限りに於てそれはやはり自然的なるものなのである。軍備も裁判所も果又教育や宗教ですらも、それが市民社会の順調な発展に即応する

限りに於て、依然として自然的なるものなのである。

要するに、われわれがスミスにおいて国家の役割りを挙揚せんとするゆえんのものは、ナショナリズムの義における国家をいわんとするものでなく、市民社会存立の論理として、いわば権利の問題 (*quid juris*) としてこれを論ずるものであって、事はあく迄科学の次元、哲学の次元に於てなのである。

いさきか冗舌のきらいなきにしもあらずだったが、以上を前提として、本論に入りたいと思う。

スミスには三つの世界がある。道徳、法及び経済の世界がそれである。この三つの世界は年代順に継起したものでなく、当初から三位一体として〈全体〉をなしていたのだが、しかし力点は時期によって異なる。スミス哲学は究極的には経済の世界を自立せしめて完成するのだが、しかしそれより十余年前、スミスの中期に於ては法がトリオ結合の要めであり、経済も法、即ち国家の統治の一分野としてあったのである。そしてそれが即ちスミスのグラスゴー大学時代であり、その一応の成果が、『グラスゴー大学講義』である。よってまずここから始めることとしよう。ここでの主題はもっぱら正義である。抑々正義とはどういうことか。それが市民社会を調整するとはどういうことか。そこで国家と経済の関係如何。

III 『グラスゴー大学講義』に於ける国家と経済

(イ) 『グラスゴー大学講義』の成立

すでに周知のことだが、グラスゴー大学時代学生としてスミスの講義に列したジョン・ミラーが伝えるところとして、デューガルト・スチュワートのいうところによれば、スミスの道徳哲学は、第一部自然神学、第二部倫理学、第三部法学、第四部経済学の四部よりなっていたが、この中第三部の法学とは、より正確には、「徳性の中正義に属する部門、即ち「厳格且つ正確なる規則の支配を受ける世界」で、彼がモンテスキューによって暗示されたと思われるプランに従って、公法並びに私法にわたり、太古からもっとも開化した時代に至るところの、法理の漸進的進歩の跡を辿ろう

とつとめ、且つ生計と財産の蓄積に貢献する諸技術の効果が、法及び統治の上にそれに応じた改善又は変更を生みだすべきことを指摘しようとつとめたところの部分」である。ところで、スミスは右四部門の中第二部倫理学については『道徳情操論』（第一版1759年）を、第四部経済学については『国富論』（第一版1776年）を著わし、そのトリオを形成したが、（第一部自然神学については格別の著書はないが、上記二著の中に夫々その要旨が展開されている）、第三部法学については、生前これについての著書を公けにしなかった。『道徳情操論』第六版の序文に於て（1790年）、「少くとも行政、歳入、軍備に関する限りに於て、私は約束を果した、残るところのものも、即ち法学の理論については、今日まで本書訂正の仕事を妨げているところの職務のためにその履行が妨げられ、未だ公約を果さないでいる。」と述べている（かく述べた後程なくスミスは逝った）ところよりすれば、スミスがこの部門についての独立した一書を公けにする意志のあったことはたしかだが、それは実現されなかった。しかしながらその大要はこれを窺知しえぬわけではない。その資料となるものが即ちいわゆる『グラスゴー大学講義』（以下『講義』と略称する。）で、これは上記序文で「行政、歳入、軍備に関する限りに於て私は約束を果した」といったところのものであり、これについて彼は『道徳情操論』第一版（1759年）末尾のところで、「私は他の著作に於て啻に正義に関してのみならず、行政、歳入、軍備その他何でも法律の対象であるところのものに関するところの、法及び統治の一般諸原則並びに社会の異なる時代及び時期にそれらが蒙った種々なる変遷について説明を与えるつもりである。だから今は法学の歴史に関する詳論には立入らない。……」といつており、その時点では未だ公けにはされていなかったわけであるが、その後果されたのである。しかしながら久しくそれらしいものは見当らず、疑惑に包まれていたが、1895年発見されたのである。それがいわゆる『講義』で、その間のこととを述べると、次の如くである⁷⁾。

ジョン・ミラーのいうごとき講義がスミスによってグラスゴー大学において行われたのは1762—63年か、1763—64年の学期であって、これはスミ

スの渡仏以前のことである。すでにその中に『国富論』の萌芽らしきものが含まれており、このことから、いわゆるアダム・スミス問題も霧散する筈で、これはスミス研究史上極めて有意義なことは周知のとおりだが、(その詳細について語ることは今は省略する⁸⁾)それは別として、『講義』はもと、スミスの講義を基礎にしてはいるが、しかし受講の時にとったもとの筆記録ではなく、淨書であり、キャナンが1895年4月21日初対面の弁護士チャールズ・マコノキー (Mr. Charles Maconochie) より受取り、1896年に解説を付して刊行したものであって、淨書をなした人は勿論、もとの筆記者が果して何人であったかも判明していない。尚、これが邦訳としては高島、水田両氏共訳の精密な逐字訳があり、本書の成立に関するキャナンの解説も序説の中に収録されているので、大変便利である。

ともかくも、これによって、スミス哲学における道徳、法及び経済の三位一体的構造の実在が立証されたわけであって、本講義の発見はスミス学にとって不可測の重みを加えたものである。

然らばその内容や理論はどうか。以下項を分けて順次展開してゆきたい。

(口) 『講義』の内容区分

さて、まず『講義』の目次を掲げると、次の如くである。即ち、

序 説

第一節 自然法学に関する著作について

第二節 論題の区分について

第一部 正義について

第一篇 公法学

第二篇 家族法

第三篇 私 法

第二部 治政について

第一篇 清潔と安寧

第二篇 低廉又は豊富

第三部 国家歳入について

第四部 軍備について

第五部 國際法について

上来のごとく、これは彼がその『道徳情操論』第一版末尾において研究を予告し、同じく第六版序文に於て公刊の約束を果したといっているところのもので、同じく第六版序文で未だ公約を果さないでいると悔しんでいる正義の理論、即ち法理学あるいはミラーのいわゆる「道徳哲学の中正義にかかわる」第三部門に該当するものとは異なるところである。今仮りに法学を広狭の二義に別つとすれば、これは広義における法学であり、正義に関する理論はこれを狭義における法学と称すべきであろう。

今この間のことを行はると、本講義は極めて広義のもので、彼はこれについて序説第二節「論題の区分について」に於て冒頭「法学とは、法及び統治の一般原理の理論である」「法の四大目的は、正義、治政、國家歳入及び軍備である。」と述べ、つづいてこの四分科の外更に國際法をも加えてその研究対象を明らかにしているわけであるが、これによってこれをみれば、この意味での法学は極めて広義のもので、「法理学」の外治政、歳入、軍備をも含み、いわゆる社会哲学一般とも称すべきものであろう。それはあるいは、ヒュームの『人性論』の第三篇に該当するものであり、又ヘーゲルの『法哲学』をも連想せしめる底のものである。

就中スミス自体に即していえば、重要なのは経済学及び経済政策をも含むことで、第三部及び第四部はそっくり（但しイデオロギー的には多少異なるが——この点後述）そのまま『國富論』に継承されており、即ち『國富論』の後の三篇

1. 諸国民の富裕の進歩の差異について論ずる第三篇
2. 重商主義及び重農主義の役割に當てられた第四篇、及び
3. 主権者又は国家の歳入について論ずる第五篇

に移行されているのである。このことはスミス学にとって極めて重要な意義があり、さしあたりいわゆる〈アダム・スミス問題〉の解明に資するところまさに測りしれぬほどだが、今のわれわれにとっても然りである。蓋しそれによって、法が道徳と経済の中間にあって三位一体化の要めの位置

を占めているということが立証されるからである。しかしこの点は又立帰って考察しよう。

然らば次に狭義の法学、法理学あるいは正義の理論はどうなったか。これについてスミスが特別の著書を残さずして逝ったことは前述のとおりだが、しかし『講義』の第一部「正義について」が略々これに該当し、不充分ながらスミスが意図したところのものを想見せしめてくれるのである。恐らくスミスが独立の一書をなしたとしても、その枠組みはこれを出づることが不可能だったのではないか。ともかくもその意味でわれわれはこの部分を一冊に相当するものとして評価せざるをえぬのである。

以下そういった見地の下に、私は第三部「国家歳入について」以下のはぞき、なお第二部「治政」というのはいわゆる治安対策といった意味でこれを法の対象とすることはおかしくないからこれを入れ、もっぱら前二部についてのみ考察の歩を進めたい。

なお、かくいったからとて経済の問題が全然排除されたているというではなく、やがてすぐ後で述べるように、「公法学について」の中でこの問題がとりあげられ、只今のテーマとしての国家と経済の関係が述べられているのである。

(4) 正義の理論

さて、正義とは何か。法の根底にあってその本質をなすところの正義とは何か。これについてスミスはいう。「正義の目的は侵害からの防止にある。人は種々の点に於て侵害されることがある、即ち第一に人間として、第二に家族の一員として、第三に國家の一員として。」と。詳述に入る前にスミスの他の著書をも参考しつつ、少しく正義の理論について考究しよう¹⁹。

正義とは何か。その目的が侵害からの防止にあり、社会生活に不可欠の条件だというのがスミスの終世一貫して変らぬ信念だったが、なぜそうなのか。それはいう迄もなく、人間は社会を形成することによってのみ生きるものであり、もしその構成員が相互に傷つけあったり、侵害しあったりしていては社会は到底存続しえないのである。社会の存続のためには、

かかる相互間の傷つけあいや、侵害を防除することが不可欠である。正義は社会存続のための不可欠な、その意味で本質的な条件である。この不可欠性ということが正義の特質であり、その点で正義は道徳上の善行にまさるのである。道徳上の善行はたとえこれを欠如しても社会は存続してゆく、しかし正義を欠如しては存続は不可能である。ここにスミスが「善行は建築物を美しくする装飾であって、それを支える土台ではない、これに対して正義は全建築物を支える大黒柱である。」という所以があるのである。

スミスは更に進んでこれを道徳の一般的規律とも、義務の觀念あるいは神の法ともいっているが、これは要するにその切実性、必要性を強調するためであろう。道徳の一般的規律というのは、その不可欠性、現実性よりいって他の道徳規範にまさることである、義務の觀念あるいは神の法というのは、そのためには是が非でも遵守されねばならぬということを寓意するものであろう。

然らば正義はそもそも何を負荷され、何を防除しようとするのか。利己心から来る侵害に対処するものであることはいう迄もないが、より具体的には過度の利己心の抑制、フェアプレーの規則の侵犯に対するのである。人間として、家族として、国民として、ありうべからざるすべての過度の侵害の防波堤としてあるのである。そのための一般的規則、義務の觀念あるいは神の法にも比すべき規則としてあるのが正義の規則なのである。

煩をいとわず以上の諸特質を別表現すれば正義の性格は次の如くである。即ち、

- ① 正義の規則の正確性 たとえば感恩、友情、道義心、寛容などの諸徳はこれを正確に測定することができぬ。たとえば感恩についていえば、これと同量の酬いをいかにするかということを一義的に決定することは不可能である。然るに正義の場合、たとえば百万円の損害を与えたものは百万円の賠償をせねばならぬというように、その決定が可能である。これが正確ということの意義で、スミスがここから正義の法をもって文法の規則

にも比すべきものであるといったのは、全くそのためである。

② 正義の徳の消極性 慎慮の徳が自利心を基礎としているのに対し正義の徳は善行の徳と共に利他心を基礎としているが、しかし善行の徳と正義との間には大きな差異がある。善行の徳は利他心の積極面に於て成立するのに対してこれは消極面に於て成立する。ということは、善行は感謝の対象として報賞に値するのに対して正義は、その規則に従って憲法の対象となり、処罰に値するような行為をなさなかったとしても、そのことは何等積極的に善をなしたとはいえず、従って報賞に値しないからである。正義は消極的な徳にすぎず、唯われわれをして隣人に害を加えぬことを禁じているにすぎないのである。

③ 正義の徳の強制性 とはいえる、正義の徳は強制され、場合によってはその履行が国家権力によって保証されるべきものである。蓋し正義の侵犯は社会の存続を危くし、安全を脅かすものだからである。「正義の侵犯は人々が相互に決して認容しないものであろうから、行政長官はこの徳を強制するために国家権力を行使する必要に迫られるのである。この用心なくしては市民社会は流血と無秩序の舞台となるだろう。」と彼が高唱するゆえんである。

以上によって正義の徳の性格や内容は明らかになったが、今ひとつ重要なことがある。正義には二つの種別があるということである。このことについては更にスミス正義論の系譜を辿らねばならず、そうすればその僚友ヒュームやその師ハチソン、シャフツベリ、更に遠くギリシャ哲学にまで遡らねばならぬが、しかし今はこれを省略し、唯その結論のみを述べると、これは彼がアリストテレスより示唆されたところで、爾後のスミスの行論に於て暗黙の中に予定されている極めて重要な意義を有するところのものである。簡単にその要旨のみ述べると、正義はもと「対他的関係」に向う徳である。即ち、自己自らに徳であるよりも他人との関係に於ての、いわば社会の中での徳であるということで、而してこれに二つある。不等なるものを等とし、曲れるものを直とし、不正なるものを正とせんとする匡正の徳と、見てを一様に、直接に等しくしようとする匡正的なるものとは逆

にものの状況に応じ、各人の功績にふさわしく分配しようとする分配の正義が即ちこれである。前者は分量的算術的であるに対して後者は性質的幾何学的である。スミスは更に両者を併せもつものとしての流通の正義についても語っているのである。これは比例に応じた相互利益である。¹⁰⁾

この区別は存外重要であるまいか。私見をもってすれば、スミスが市民社会の構成原理をいう場合には第一の、賃金率の決定に於ける労資の対立の場合は第二の、そして一般社会そのものを論ずる場合には第三の正義を念頭に置いていたように思われるのである。これはあく迄私見だが、特に『国富論』を対象とする次回の論究においてこのことに言及したいと思う。

以上を前提として、具体的な考察に立戻ることとしよう。正義とは、侵害からの防止を目的とし、人は種々の点において侵害される、第一に人間として、第二に家族の一員として、第三に國家の一員として、といった。その内容は次のとおりである。即ち、

「人間としては、人は、身体、名声及び財産（estate）を侵害されうる。

家族の一員としては、人は父として、息子として、夫又は妻として、主人又は召使として、後見人又は被後見人として、侵害されうる。（以下略）

国家の一員としては、為政者は反抗を受けることにより、臣民は圧制を蒙ることなどによって侵害されうる。」¹¹⁾

以上のごとくのべた彼は更にこれを布衍する。今その中の主なるものだけを拾って述べると、次の如くである。即ち、

まず、人間が身体と名声を侵害から守ることについて有する権利は「自然権と呼ばれる、あるいは法律家はこれを人類の自然権 *jurahominum naturalia* と呼んでいる。」¹²⁾

次に財産に対する権利は取得権即ち帰属権とよばれ、これには対物権と対人権の二種があり、前者には所有権、地役権・質権・排他的特権の四種が、後者には契約・準契約・不法行為の三があるとし、これら七つの権利の目的物が人の財産（estate）を構成すると述べている。¹³⁾

次にスミスは右の自然権と取得権とは区別するの要があるとし、特に後者の取得権（acquired rights）については然りとなし、「所有権と政府

(civil government) は互に依存し合うところが大きい。所有権の維持と所有物の不平等とがまず最初に政府を形成せしめた。」と述べている。

で、今以上のことについて考うるに、スミスが自然権と取得権とを別異したことは、ある意味に於て、自然法と実定法とを区別したことと何らかのつながりがあるのであるまいか。しかし今は暫く描く。

第二の点は、それによってスミスが主題としての、国家と市民社会との関係を明かにしたもので、われわれはそこにスミスの国家哲学、政治哲学をみることができる。

スミスの法理学は公法、家族法、私法、及び国際法に分れているが、紙数の都合もあり、以下主として公法と私法（所有権・地役権・質権・抵当権・排他的特権・契約・準契約・不法行為等）について闡説しよう。

(一) 公 法 学

まず人々を導いて市民社会 (civil society) に加わらしめる原理は何であるかということから初める。スミスに於て市民社会とは廣義の「国家」ということであるが、それには二つある。曰く「人々を導いて市民社会に加わらしめる原理は二つあるが、われわれはこれを權威及び功利の原理 (principles of authority and utility) と呼ぶであろう。すべての小さな社会とか人々の集団には、その首領として能力のすぐれた人が存している。好戦的な社会に於ては、彼は腕力のすぐれた人であり、洗練された社会に於ては、彼は精神能力のすぐれた人である。年齢と、長い間の權力の所有も又權威を強める一つの傾向をもっている。年齢というものは当然知識や経験と結びついて考えられるし、又權力の継続はその行使に対する一種の権利を与える。しかし、すぐれた富はこれらの性質のいかなるものよりも一層多く權威を賦与するに貢献する。このことは、貧しい者が富んでいる者に対して何らか従属的であるというようなことから生ずるものではない。一般に貧しい者は独立しており、彼等の労働によって自活してゆくものである。とはいえ、彼等はたとえ富者から別に利益を期待しないとしても、富者に対して尊敬を払うという一つの強い傾向をもっている。この原理は『道徳情操論』に於て充分明かにされている。そこでは、われわれ

よりすぐれた者に対する同感（sympathy）が同等の又は劣っている者に対する同感よりも大きいことから、それが生ずるものであるということが示されている。即ちわれわれは彼等の幸福な境遇を賞賛し喜びをもってそれに同感し、それを促進するように努めるものである。

えらい人々の中で体力や精神力のすぐれている者が他の者からみとめられるのは必ずしも容易ではないから、まず富者を重んずる方が便宜であり、又普通でもある。古い家柄即ち長い間その富をもって世に秀でて来た家柄が他の何人よりもすぐれた権威をもつことは明白である。成上り者は常に不愉快であり、われわれは彼のわれわれに対する優越をねたみ、自分も又彼と同様に富を所有する資格があると考える。もしある人の祖父が非常に貧しくて私の家族に頼っていたという話を私が聞いたならば、私はその孫が私より上の地位にあるのを見て、無念に思い、彼の権威に従うことを潔しとしないであろう。年長であること、身心の能力の優越、家柄の古さ及び富の優越という四つのことが、ある人に他人に対する権威を与える理由であるように思われる。

人々を導いて為政者（civil magistrate）に服従せしめる第二の原理は功利である。誰でも、社会に於ける正義と平和を維持するためには、この原理の必要であることを知っている。もっとも貧しい者でも、もっとも富めるもの及びもっとも有力なる者による侵害を免れることができるのは、国家制度（civil institution）によってである。そして特別の場合には、いくらか不都合はあるかもしれないし、又疑いもなくそれは実際に存するのであるが、しかしわれわれはより大きな弊害を避けるため、この国家制度に服従するのである。人々を動かして服従に導くものは、個人的な功利感であるよりも寧ろ公共的な功利感（sense of public utility）である。政府に服従しないでそれの転覆を願う方が私の利益であることがしばしばあろう。しかし私は、他の人々が私とは異った意見をもち、この企てに於て私を援助しないであろうということを知っている。それ故に私は全体の利益（the good of the whole）のために政府の決定に服従するのである。¹⁴⁾

「すべての統治にはある程度この二つの原理が共に行われているのであるが、しかし君主政治に於ては権威の原理が主として行われ、民主政治に於ては功利の原理が主として行われる。」¹⁵⁾

以上が、われわれわ導いて社会——ここでは特に政府又は國家権力のい
いである——に入らしめる原理についてのスミスの説明であるが、この場
合その主体的原理は即ち「同感」である。同感とは、ヒュームがその『道
徳篇』に於て述べたところのものと同一であって、ここにわれわれは社会
構成を人間性の地平に引戻して主体的に説明しようとする哲学理論をみる
ものである。なお同感はひとり権威に対してのみならず、功利に対しても
行われることは、ヒュームの場合と同様である。¹⁶⁾

スミスがヒュームと共に、社会の存立を合理的に説明しようとする社会
契約説に反対することは、自然のいきおいでであろう。これはスミスが単な
る合理論者でなかったことを物語るもので、極めて重要である。周知の通
り国家の理論的説明に当り原契約の思想をとることは、近代政治学史上極
めて有力な傾向で、ホップスやロックなど、大体その系統の学者とみられ
ている。勿論ホップスとロックとではその考え方には相当の距りがあり、ロ
ックは契約というよりもむしろ同意（consent）の概念によって説明して
いるのであるが、しかし広義にはロックも矢張り契約論者の中に入れてよ
いであろう。スミスがかかる合理的説明に反対するのは、次の二つの理由
からである。即ちまず第一の理由は次の如くである。「原契約（original
contract）の学説は大ブリテンに特有のものである。しかもこの思想が全
くなかつた處でも統治は行われており、且わが国に於ける大多数の人々の
場合に於てさえそれが事実なのである。かりに普通の荷役人夫とか日傭労
働者に向って、どうして君は政府に服従するのかとたずねるならば、彼は
諸君に対して、そうすることが正しいからとか、もし服従を拒むならば罰
せられるであろうからとか、あるいは又恐らく、服従しないことは神に対
する罪悪だからとか、いうであろう。しかし彼がその服従の基礎として契
約を擧げることは、決してないであろう。」¹⁷⁾

第二の理由は次の如くである。「第二に、一定統治権が最初にある集

件である人々に委託された場合には、それを委託した人々の服従はたしかに契約に基いたであろうが、しかし彼等の子孫はそれとは無関係であり、彼等はそれを知らないから、それによって拘束され得ない。なるほどその国内に止ることによって、諸君は暗にその契約に同意し、それによって拘束されるということができるかもしれない。しかし諸君は如何にしてその国内に止ることを避け得るか。諸君はその国に生れるべきか否かの相談を受けたわけではない。そして諸君はいかにしてその国から出て行くことができるか。大抵の人々は外国や外国語を知らないし、貧しくもあり、かくて彼等は働いて生計をたてるために、生れた場所から程遠からぬところに住まねばならない。それ故に彼等はもっとも強い服従感をもっているではあろうが、契約に対して何等かの同意を与えるとはいひ得ない。一国に止ることによって人は政府に対する服従の契約に同意するものだということは、ちょうど人を船中に運び入れ、陸から離れたところに来てから、船中にいることによって彼は船長への服従契約を結んだのである、と彼に告げるのとまさしく同様である。」¹⁸⁾

第二の理由は仲々おもしろいが、スミスは更にこれをつづけて次の如く付言する。即ち「しかし再言すれば、原契約の仮定によると、もし諸君がその国家を立去ったとすれば、諸君はもはやその臣民ではなくなり、その国家に対する諸君の義務から解放されるに至る、と公言することになる。しかし凡ゆる国家は夫自身の臣民を要求し、それでもしかかる行為があれば、臣民を罰するのであるが、かようなことは、もし彼等がこの国に住んでいることが以前の約束に対する同意を意味するならば、最高の不正となるであろう。」云々。¹⁹⁾

以上の二個の理由について、さらに布衍することはその必要をみとめないであろう。恰かもヒュームに於て「人性」がその根拠であるごとく、スミスに於ても政府に対する服従は「権威と功利の両原理」に対する「同感」の原理に外ならぬのである。否仔細にこれをみると、スミスの見解は多分にヒュームの示唆から出ていることを知悉するのである。

然らば次に、契約が政府に対する服従の根拠でないとすれば、何がそれ

となるのか。『義務というものの基礎は、人類が全く知らない原理ではありえない。たとえ如何に混乱したものであろうとも、人類はその行動の基礎たる原理について、ある観念をもっているにちがいない。』その原理とは外ならぬ「同感」なのである。²⁰⁾

以上の如く、人々をして社会に入らしめる原理が権威又は功利に対する同感であることを明かにした後スミスは更に進んで、統治の性質及び社会の初期に於けるその進歩について考察する。ここで就中主点を置かれているのは政府の性質、形態、その発生の事情、維持する主体の四つであるが、この点でも多分にヒュームの影響がみとめられる。

まずスミスによれば、政府の形態には、君主政治、貴族政治及び民主政治の三があり、これらの形態は混合していることが多いのでその純粹形態をうることはむつかしいが、各々の理念は次のごとくである。即ち、

君主政治は、最高の権力と権威とが一人の人間に与えられる場合であって、彼は和戦を決し、租税を課する等、自己の欲するままにこれを行うことができる。

貴族政治は、国家のある階層の人々、例えばもっとも富裕なる人々とか、あるいは特定の家柄とかが国家を管理する役人を選ぶ権力を握っている場合である。

民主政治は、國務の処理が国民の全体に属する場合である。

右の中後二者は共和政とよぶことができる。しかるべきは、統治の区分は君主政治と共和政とになる。²¹⁾

いう迄もなく、この区別はすでにアリストテレス以来とられているところであり、ロックもまたこれを採用したが、スミス自身はこの三つの中特に共和政を好んでいたが、しかし当時のイギリス政体を目して *a happy mixture* と呼んでいる。

スミスは更に転じて歴史的研究に移り、第二節に於て私有財産制と共に政府の発生して來た所以を明かにし、ついで第三節に於て、統治形態が如何に変化、發展したかを探り、イギリスの政体を明かにし、君主の権利及び臣下の権利等に及んでいる。

まずわれわれはここで、国家の成立と性質に関するスミスの見解から明かにしよう。抑々スミスの公法学はロックの思想を根本とし、その方法に於てヒュームに学ぶところが多いのであるが、そのことは後ほど明かにしよう。

さて、国家の成立と性質に関するスミスの見解をみると、国家は財産の安全を維持し、富者を貧者より保護するために設けられたものであるとして、次のとくいっている。曰く「畜群の私有は財産の不平等をもたらしたのであるが、それが最初に正規の政府を発生せしめたのであった。財産が存在する迄は、政府というものはありえない。まさに政府の目的は、富を確保し、富者を貧者から保護することにあるからである。」²²⁾ 「狩猟民族に於ては、もともと政府は存しない。この社会は少数の独立家族から成っている。これらの家族は同一の地に住み、同一の言葉を話し、そして互いに結合して相互の安全をはかることに同意したのであるが、しかし彼等は互いに他人に対して何の権威ももたない。社会の全体が如何なる犯罪に対しても関心を寄せるのである。即ち、もし可能ならば、彼等は当事者間でそれを解決し、もしそれが出来なければ、その犯罪者を彼等の社会から追放するか、殺害するか、あるいは怒りに燃えている被害者に引渡すかするのである。しかしこれは正規の政府ではない。というのは、彼等の中には非常に尊敬され、そして彼等の決定に当って非常に勢力をもっている者がいるかもしれないが、しかもなお彼は全体の同意がなければ、いかなることもなし得ないからである。……かくして、狩猟民族の間には、正規の政府というものは存しない。即ち彼等は自然の法に従って生活するのである。……畜群の私有は財産の不平等をもたらしたのであるが、それが最初に正規の政府を発生せしめたのであった。財産が存在する迄は政府というものはありえない。まさに政府の目的は、富を確保し、富者を貧者から保護することにあるからである。」²³⁾

いう迄もないことだが、社会の平和と秩序の維持は法の立場からいえば、正義の維持である。故に「正義の目的は侵害からの防止にある。そして、それが政府の基礎である。」²⁴⁾

政府の起源と性質に関する以上の見解はいさゞもなく多分にロック的である。しかし両者の間差異のあることも事実である。第一に、両者共政府の目的を財産の保護以外に置いていない。ロックの場合と同様スミスの場合に於ても財産は神聖で不可侵である。けれども、スミスの場合、政府が財産の保持のために設けられているといつても、そのことは実は「貧者に對して富者を擁護する」ために設けられたものであって、この一項によりスミスは市民社会の現実に即して、ロックより一步前進しているわけである。なお、この点については、『国富論』に於ても次の如く述べられている。即ち曰く「政府が財産保持のために設けられる限り、それは実は貧者に對して富者を擁護するために設けられるのである。」²⁵⁾

第二に、両者の間国家についての説明の理論的根拠に関してである。要するに、ロックはホップスに近く、契約説によってこれをなしているに対しスミスは二個の根拠からこれに反対し、主体的な同感の理論によってこれをなしているのである。スミスの方がより多く市民社会の現実に即しており、そういったところから国家観の相違となつたものである。

以上のごとく論じた後スミスは史的叙述に入り、未開時代より近代美國に至る政治権力の変遷をギリシャ、ローマ、中世の順に順次展開して最後に自国のことに及び、更に末尾に「市民権について」及び「臣民の権利について」の二節を付加している。いさゞもなく、この部分はモンテスキューの『法の精神』やヒュームの『英國史』の示唆に負うところのものである。今、その項目をあげると次の通りである。即ち、

- 一. 狩猟民族と牧畜民族
- 二. 共和政
- 三. 自由の喪失
- 四. 軍事的君主政
- 五. 軍事的君主政の解体
- 六. 自由保有地政
- 七. 封建制度
- 八. イングランド議会

九. その絶対化

十. 自由の回復

十一. イングランドの裁判所

十二. ヨーロッパの小共和国

十三. 市民権について

十四. 臣民の権利について

ここでは唯最後の二節についてのみ少しばかりふれるに止めたいと思う。両節共理論的考察ではなく史的研究に外ならぬが、中で注目すべきは、臣民に対する主権者の犯罪、即ち彼の権力の限界——人民の反抗権を論じた一節である。曰く「社会の初期に於て政府権力の執行は不安定であった。かの裁判権のごときもそうであった。時に判決に不服な被告は裁判官に決闘をいどむことさえできた。裁判官は単に仲裁者として仲介したにすぎなかった。しかしやがてそれは絶対権となった。立法権は裁判権の増大、その抑制のために生じたものであった。裁判権が絶対権となったときには、生命・自由・財産は裁判官の一存にかかっていたので、裁判官というものはその姿を見るだけで恐ろしいものとなった。タキトウスの語るところによれば、クィンティリウス・ワルス (Quintilius Varus) がゲルマン人の一部を征服した時、裁判所を設けることによって彼等を教化しようと欲したが、しかしこれは彼等を非常に刺戟して、彼等は彼とその全軍を殺戮したという。未開民族にとって、裁判官の姿はこの世でもっとも恐ろしいものであった。所有権が拡張されるに従い、厳格な規則を定めて、これを彼等に守らせることにより、彼等の勝手な決定を抑制することが必要となった。かくして、立法権が裁判権を抑制するものとしてもたらされた。」²⁶⁾

以上は立法権が裁判権と並んで確立された事情である。しかしその立法権もまた濫用が行われるであろうが、その場合反抗は適法であるとされる。「政府が契約に基くものとし、そして以上の諸権力がこれをほしいままに濫用する人々に委ねられたとすれば、反抗が適法であることは明白である。何故なら、今や原契約は破られたからである。しかしわれわれは以

前に政奇が功利の原理と権威の原理にもとづいているものであることを示した。われわれは又権威の原理は主として君主政治に行われ、功利の原理は、人々がしばしば公けの会合や裁判所に出席することから、主として民主政治に行われるることを示した。後者のごとき政府に於ては、権威の原理はいわば排斥されるので、民衆の指導者が過大な権力を獲得することは阻止される。なぜならば、彼等が何等かの大きな権力を獲得する迄職に止ることは許されないからである。しかし、やはりその職権を行使する人が誰であろうと、ある官職に対してひとつの尊敬がはらわれている。ブリテンでは両方の原理が行われる。忠誠の原理が何であろうと、反抗の権利は疑いもなく適法であるにちがいない。何故なら、いかなる権威といえども全然無制限ではないからである。理不尽な行為は、個人からと同様会議からその勢力を奪いとることができる。そして、無謀な行為はすべての権威感を奪い去るであろう。」²⁷⁾

尤もこの反抗は「いくらかの不便を甘受する方がよい」場合には発せられない。国民の意志に反して法外な徴税をすることは反抗を正当化するし、国王が議会の協賛を経べきものをその承認なしに行うならば、議会は国王に反対する権利を有するであろう。宗教問題についても同様如何に国王といえども、国民の意志に反して改宗を強制することはできない。

ボ 私 法 学

以上によってスミスの国家論を一瞥したわれわれは更に進んでスミスの私法論を検討せねばならぬ。彼はまず権利を自然権と取得権とに大別し、「前者は説明を要しない、後者は対物権と対人権とに分れる」といっていふところからすれば、財産に関する法は自然法ではなく、実定法であることが了解されるであろう。まず、その内容をいうと次の如くである。即ち、

第一節 所有権を取得する第一の方法即ち先占

第二節 所有権を取得する第二の方法即ち添付

第三節 所有権を取得する第三の方法即ち時効

第四節 所有権を取得する第四の方法即ち相続

第五節 所有権を取得する第五の方法即ち自由意思による譲渡

第六節 地役権

第七節 質権及び抵当権

第八節 排他的特権

第九節 契約

第十節 準契約

第十一節 不法行為

卒直にいってスミスはここで、ヒュームにみられるごときコンベンション理論に匹敵する独創的な見解を述べているわけではなく、あまり見ばえはないが、一、二特異の点のみを摘出して、これを一瞥しよう。

その一つは、彼が限嗣相続に反対していることである。これは『国富論』でも述べられている、スミスの一貫した主張で、スミスがこのことをなすのは、主として経済的根拠によるもので「大体、永久的限嗣相続制ほど不条理なものはない。それに於ては、遺言相続の原則は決して行われることができない。死者に対する敬虔の念が生ずるのは、唯その記憶が人々の心中に新鮮であるときだけである。だから永久に地所を処分する権限というものは明らかに不条理である。土地とその豊かな産物は、凡ゆる世代の人々に属している。そして先の世代は、それを子孫からとりあげて縛りつけておく権利をもつものではない。かような所有権の拡張は全く不自然である。……限嗣相続の最大限度は、当人が死んだ時に生きている人々とすべきである。というのは、彼は未だ生れていない人々に対して愛着をもつことは不可能だからである。限嗣相続は一国の進歩にとって不利益である。そして、この制度が決して行われなかった土地は、常によく耕されている。即ち、限嗣相続地の相続人は、土地を耕作しようという考えはなく、しばしば彼はこれをなす能力がない。土地を買う者は全くこのことを考えている。そして一般に新しい購入者は最良の耕作者である。」²⁸⁾

(スミスが限嗣相続に反対するのは農業生産の阻害要因となるからで、このことは私のスミス観よりすれば極めて重要であるが、次回『国富論』の考察の場合今一度立帰ることとし、今はこのままにしておく。)

第十一節不法行為について、に於て考察されているのは主として刑法上

の事柄である。まず序論に於て、「侵害は当然傍観者の憤りを呼びおこし、それ故に処罰は公平な観察者がそれに共感しうる限り正当である。」とし、刑罰の根拠を公益でなく、被害者の憤りに対する同感に求めたことは、スミスの「同感」よりして当然のことであろう。それは犯罪を一人対一人の関係としてみているからであろうが、しかし刑法の本質よりいって、それは正しいであろうか。スミスはここで国家に対する犯罪を考えていないが、それも一つの片手落ちであろう。スミスはその場合、個人として的人に対して、加えられた侵害に対して企図したといっているが、このことは「人間を国家の一員として」考察することと符合しないであろう。

(e) 治政

法学の第二部門は「治政」となっている。治政とは一般に政府の政策の義に解せられるが、スミスのいう治政が、政治のもっと卑近な部門の規制即ち現今の〈警察〉を意味することは、スミスの次の語によって明かである。曰く「治政は、法学の第二の一般部門である。この言葉はフランス語で、もともとギリシャ語のポリティアから出たものであるが、それは元来政府の政策を意味していた。しかし今では唯、政治の中で卑近な部門の規制のことをいうにすぎない。即ち、清潔、安寧、低廉又は豊富がそれである。前の二つは、いいかえれば街路から塵芥を除去する適當な方法と、犯罪防止のための規制に関する正義の実行、又は都市の安全を維持する方法であるが、それらは有益であっても、このような一般的な議論に於て考察する迄もない些事である」。²⁹⁾

扱て、スミスがここで述べていることは、犯罪防止の方法としては清潔や安寧ではなく、人民の経済的独立——低廉又は豊富にあるという要旨であるが、しかし問題はすでに述べた国家と社会、政治と経済の関係にもふれているのである。スミスの結論は矢張り経済が主で、政治はそれを促進するための一機能にすぎないということである。しかし、そのことを論ずる前に、少しく具体的な内容に入って考察しよう。スミスはいう。「さて、我々の見るところでは、最大の治政があり、それに関してもっと多くの規制が行われている諸都市に、必ずしも最大の安寧が存在するわけではな

い。パリでは、治政に関する諸規制は数冊の書物に収録しきれないほど多いが、ロンドンにおいてはただ二三の簡単な規制があるだけである。しかもパリでは殺人のおこなわれない晩はなく、これに反してロンドンはパリより大きな都会であるのに、殺人は年にわずか三四回しか起らない。この点から人は、治政の大なるほど安寧が少いと考えやすいが、しかしそれがこの原因なのではない。イングランドにおいても、フランスと同様に、封建政治の時代、およびエリザベス女王の治下にいたっても、土地保有者達への示威として、貴族の邸のあたりには多数の郎党がなすところもなく否抱えられていた。これらの郎党が解雇されたとき、彼等は強盗を働き掠奪を業とするより他に糊口の途をもたなかつたので、それが極度の混乱をひき起したのである。フランスにおいては、いまなお封建的風習の遺物が保存されていて、それが右の相違を生ぜしめるのである。パリの貴族は、わが國のそれよりもはるかに多数の婢僕を養つてをり、これらの婢僕はしばしば彼等自身の科または主人の気まぐれによって解雇されきわめて窮迫した事情の下におかれるので、もっとも恐るべき罪を犯さざるを得ないようになる。グラスゴウには一人以上の婢僕を抱えている者がほとんどないから、エдинバラよりも重大犯罪が少い。グラスゴウでは数年に一つというほどにも、そういう秩序の破壊は起らないのに、エдинバラでは毎年それが幾つか発生する。それ故にこの原理によれば、犯罪行為を防止するものは、治政であるよりは、むしろ他人に依食する者をできるだけ少くすることである。従属(dependency)ほど人間を腐敗せしめるものではなく、しかしこれに反して、独立(independency)は人々の正直をさらに増進するのである。

商工業の樹立はこの独立をもたらすものであって、犯罪を防止する最善の治政である。」³⁰

スミスのいうところは全く明白である。犯罪の防止は、清潔や安寧によってではなく、まさしく各人の経済的独立——低廉と豊富との実現によってのみ充分になされうることであるが、これは今日に及ぼしても誤りではなく、まさに千古不朽の真理であるといわざるをえぬであろう。

(ト) 要約——国家と経済

スミス法学の第一部は国家論で、その内容は以上だが、しかしここで、スミスに於ける国家と社会との関係を整理しておきたい。まず、全体的なことをいえば、スミスの中心は市民社会である。個人と個人との関係の場としての社会である。しかしどうかが決して社会に終始し、個人に終ったものでないことは明かであろう。スミスにも国家があり政府がある。経済のメカニズムが自動的に作用するように見えるのは、いつもそれを支えている法と政治の力がつよく働いているからなのである。経済的自由は一定の法と秩序的な枠を前提条件としてはじめて成立しているのである。しからばその関係如何というに、スミスでは矢張り社会が国家に優先し、その間原理的な区別が設けられていないことが特色である。国家論にはいわゆる形而上学的国家論と多元的国家論とがあるが、スミスの国家論はまさに後者の典型的なるものである。国家は市民社会の平和と秩序を維持するために設けられたものであって、決してその逆ではない。国家は市民社会の存在を前提とし、市民社会の一つの機能にすぎない。以上のことがスミス国家論の根本的性格である。以下スミスの国家論の特質をあげると、次の如くである。即ち、

第一に、国家は同時に政府であり、それは社会の平和と正義を維持するために設けられた市民的制度 (civil institution) である。

第二に、正義の目的は侵害からの防止にあるが、侵害の中最大なるものは財産に対する侵害である。国家はまさに財産を守るための機構であるということである。尚ここで注目すべきは、スミスがすでに自然法を越えて実定法を問題にしているということである。しかし実定法も又「同感」によって捉えられる限り、ヒュームに於けるごとき二元論は存しない。スミスに於ては唯「同感」の一筋あるのみである。

第三に、——このことは前に述べなかったが——貧民もまた国家によって保護されるということが含まれ、そこに自由、平等の近代社会観のイデーが語られているということである。いかに国家の目的が富者の貧者に対する擁護にあるからといって、だから貧者は国家の一員ではないというこ

とはできぬ。貧者も又国家より保護さるべきものであり、而してかれらを國家の成員として保護する主体的原理もまた「同感」なのである。

なお、広義の法学の対象で、より以上に重要な国家の機能としての軍備や裁判などについては、次回『国富論』でのその項目について述べる際併せ紹介することとし、只今は省略しておく。

次に第二部についていえば、それによってわれわれはスミスの社会倫理にふれることができる。歴史が君主政治より民主政治へと進むにつれて権威の原理から功利の原理へと進む傾向があるということは、前項第三に述べたところとも符合するのであって、もし民主政治が実現したとすれば、それは正に功利の原理が完全に行われた、いわゆる福祉国家のごときものとなるであろう。後にも述べるとおり、スミスの志向が国王と人民とと共に富ましめること、即ち個人よりもむしろ国民全体を幸福にすることにあったとすれば、それは今のことと合せて、例えばベムザムの「最大多数の最大幸福」原理のごときものが国家政策の理想となり、スミスはここに個人主義より百八十度転回してその対極とも称すべき万民主義、社会民主主義に到着することとなるであろう。少くともその辺りのところ迄は行きつくことであろう。勿論そういったことをスミス自身が明言しているわけではなく、唯底流としてあるというほどのことではあるが。なお又、反面から考えると、それほど迄にラヂカルに行くことはスミスの真意ではなく、その中道に止ったことは事実である。蓋し当時トーリー党は権威の原理に導かれ、ホイッグ党は功利の原理によって導かれていたが、スミスは現実のイギリスをして両者の混合形態が行われていると述べていることによっても、その意図は付度されうるからである。ここでもスミスはすぐれた綜合家だったわけである。³¹⁾

註

- 1) 「講義」160頁。
- 2) 「道徳情操論」337頁。
- 3) この点については例えば経済評論家正村公宏氏の『経済思想の革新』(NHKブックス)を見よ。
- 4) 「道徳情操論」339頁。訳は大道安次郎氏。

- 5) 「國富論」第一巻 395頁。訳は同上。
- 6) 高島善哉「アダム・スミスの市民社会体系」(河出文庫) 217頁。自然の意味について次回に詳述。
- 7) 詳細は水田・高島訳「グラスゴー大学講義」の初頭の解説参照。
- 8) アダム・スミス問題とはいう迄もなく、「道徳情操論」は利他心、「國富論」は利己心を原理とするところから、スミスは渡仏後変化したのであろうとの論であるが、「講義」においてすでに経済の問題がとりあげられているところから、この疑いは霧散した。
- 9) 以下の叙述についての詳細は大道安次郎「スミス経済学の系譜」(実業の日本社) 115—130頁。
- 10) 同上125頁。
- 11) 「講義」邦訳92頁。
- 12) 同上97頁。
- 13) 同上96—97頁。
- 14) 同上99—101頁。
- 16) 本論叢第十四巻第三号拙稿「アダム・スミスにおける経済と倫理」参照。
- 17) 「講義」邦訳102頁。
- 18) 同上102—103頁。
- 19) 同上104頁。
- 20) 同上103頁。
- 21) 同上106頁。
- 22) 同上107頁。
- 23) 同上106—107頁。
- 24) 同上108頁。
- 25) 「國富論」邦訳岩波レクタム大内訳(4)50頁。
- 26) 「講義」邦訳185—186頁。
- 27) 同上187頁。
- 28) 同上268頁。
- 29) 同上313頁。
- 30) 同上314—315頁。
- 31) 同上11頁。